

統計法施行令の一部を改正する政令案参照条文  
 ○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

別表第三（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校の教員 構成並びに 教員の個人 属性、職務	報告義務者に関する事務	都道府県の教育委員会が行う事務 一 報告義務者（都道府県の教育委員会が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の選定に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会が調査す
調査票の配布、収集、	二 調査票（都道府県の教育委員会が調査		

<p>態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計</p>	<p>審査等に関する事務</p>	<p>すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校（別表第四の一の項において「専修学校等」という。）をいう。以下この表において同じ。）として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>三 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p> <p>四 第二号に規定する調査票の審査及びこの項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>五 第二号に規定する調査票及びこの項第四欄第五号の規定による集計に係る集計表の集計に関する事務</p>	<p>べき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>二 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p> <p>三 第一号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>四 都道府県の教育委員会に対する第一号に規定する調査票の送付に関する事務</p>
<p>その他の事務</p>	<p>六 文部科学大臣、他の都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>八 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>九 市町村の教育委員会の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p> <p>十 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に</p>	<p>六 都道府県の教育委員会及び他の市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>八 都道府県の教育委員会に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>九 都道府県の教育委員会に対する集計表その他関係書類の送付に関する事務</p> <p>十 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	

別表第四（第四条関係）

<p>一 学校教 育行政に 必要な学 校に關す る基本的 事項を明 らかにす ることを 目的とす る基幹統 計</p>	<p>基幹統計</p>	
	<p>事務の区分</p>	
<p>一 報告義務者（公 立及び私立の学校 （学校教育法第一 条に規定する学校 （大学及び高等専 門学校を除く。） 、専修学校等及び 就学前の子どもに 關する教育、保育 等の総合的な提供 の推進に關する法 律（平成十八年法 律第七十七号）第 二条第七項に規定 する幼保連携型認 定こども園（別表 第五において「幼 保連携型認定こど も園」という。） をいう。以下この</p>	<p>都道府県知事が行う 事務</p>	<p>關する事務 十一 文部科学大臣に対する調査票、集計 表その他関係書類の提出に關する事務 十二 前各号に掲げる事務に關する書類の 作成及び保管その他前各号に掲げる事務 に附帶する事務</p>
	<p>都道府県の教育委員 会が行う事務</p>	
	<p>市町村長が行う事務</p>	
	<p>市町村の教育委員会 が行う事務</p>	

	<p>項において同じ。        ）が廃止されたときの調査に係るものに限る。）の指定に関する事務</p>		<p>一 調査票（市町村長が調査すべき学校の調査に係るものとして定めるものとし、第四号に規定するものを除く。）の配布に関する事務</p>	<p>一 調査票（市町村の教育委員会が作成すべきものとして定めるものに限る。）の作成に関する事務</p>
<p>調査票の配布、取集、審査等に関する事務</p>	<p>二 調査票（都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限るものとし、第七号に規定するものを除く。）の配布に関する事務</p>	<p>一 調査票（都道府県の教育委員会が作成すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の作成に関する事務</p>	<p>一 調査票（市町村長が調査すべき学校の調査に係るものとして定めるものとし、第四号に規定するものを除く。）の配布に関する事務</p>	<p>二 市町村長に対する調査票（学齢児童及び学齢生徒の就学の状況についての調査並びに学校が廃止されたときの調査に係るものに限る。）の送付に関する事務</p>
	<p>三 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p>	<p>二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票（学校が廃止されたときの調査に係るものに限る。）の送付に関する事務</p>	<p>二 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p>	
	<p>四 前号及びこの項第四欄第二号に規定する調査票並びにこの項第五欄第五号に規定する調査票（この項第五欄第三号に規定するものを除く。）の審査並びにこの項第五欄第三号に規定する調査票の</p>		<p>三 第一号及びこの項第六欄第二号に規定する調査票の審査に関する事務</p>	
			<p>四 調査票（市町村長が作成すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の作成に関する事務</p>	
			<p>五 都道府県知事に対する第三号に規</p>	

	その他の事務	
<p>二次的な審査に関する事務</p> <p>五 法第十五条第一項の規定による立入検査等（学校の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務</p> <p>六 第四号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>七 調査票（都道府県知事が作成すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の作成に関する事務</p> <p>八 文部科学大臣、他の都道府県知事、都道府県の教育委員会及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 都道府県の教育委員会及び市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p>	<p>八 文部科学大臣、他の都道府県知事、都道府県の教育委員会及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 都道府県の教育委員会及び市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p>	
	<p>三 文部科学大臣及び都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>四 文部科学大臣に對する第一号に規定する調査票（第二号に規定するものを除く。）の提出に関する事務</p> <p>五 前各号に掲げる事務に関する書類</p>	<p>三 文部科学大臣及び都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>四 文部科学大臣に對する第一号に規定する調査票（第二号に規定するものを除く。）の提出に関する事務</p> <p>五 前各号に掲げる事務に関する書類</p>
<p>定する調査票及び前号に規定する調査票（学校が廃止されたときの調査に係るものに限る。）の送付に関する事務</p>	<p>六 文部科学大臣、都道府県知事、他の市町村長及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の教育委員会に對する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p>	<p>六 文部科学大臣、都道府県知事、他の市町村長及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>七 市町村の教育委員会に對する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p>
	<p>三 文部科学大臣及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>四 文部科学大臣に對する第一号に規定する調査票（第二号に規定するものを除く。）の提出に関する事務</p> <p>五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管</p>	<p>三 文部科学大臣及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>四 文部科学大臣に對する第一号に規定する調査票（第二号に規定するものを除く。）の提出に関する事務</p> <p>五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管</p>

二 社会教	
調査票の配布、収集、	
一 調査票（都道府	<p>事務 十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 十一 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務 十二 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十三 文部科学大臣に対する第四号及び第七号に規定する調査票その他関係書類の提出並びに都道府県の教育委員会に対する関係書類の送付に関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
一 調査票（都道府	<p>の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
一 調査票（市町村	<p>八 市町村の区域における調査の広報に関する事務 九 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十 文部科学大臣に対する第四号に規定する調査票（学校が廃止されたときの調査に係るものを除く。）の提出に関する事務 十一 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務 十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
一 調査票（市町村	<p>の他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>

その他の事務	<p>審査等に関する事務</p>
三 都道府県の教育	<p>         育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計       </p> <p>         県知事が作成すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。の作成に関する事務       </p> <p>         二 都道府県の教育委員会に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務       </p>
六 文部科学大臣、	<p>         県の教育委員会が調査すべき社会教育施設として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。の配布に関する事務       </p> <p>         二 前号に規定する調査票の取集に関する事務       </p> <p>         三 第一号、この項第三欄第一号及びこの項第六欄第四号に規定する調査票の審査並びにこの項第六欄第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務       </p> <p>         四 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務       </p> <p>         五 調査票（都道府県の教育委員会、社会教育行政に於いての調査に係るものに限る。）の作成に関する事務       </p>
三 市町村の教育委	<p>         長が作成すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。の作成に関する事務       </p> <p>         二 市町村の教育委員会に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務       </p>
六 都道府県の教育	<p>         の教育委員会が調査すべき社会教育施設として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。の配布に関する事務       </p> <p>         二 前号に規定する調査票の取集に関する事務       </p> <p>         三 第一号及びこの項第五欄第一号に規定する調査票の審査に関する事務       </p> <p>         四 調査票（市町村の教育委員会の社会教育行政についての調査に係るものに限る。）の作成に関する事務       </p> <p>         五 都道府県の教育委員会に対する前二号に規定する調査票の送付に関する事務       </p>

---

四 委員会との連絡に  
関する事務  
前三号に掲げる  
事務に關する書類  
の作成及び保管そ  
の他前三号に掲げ  
る事務に附帯する  
事務

---

都道府県知事、他  
の都道府県の教育  
委員会及び市町村  
の教育委員会との  
連絡に關する事務  
七 市町村の教育委  
員会に対する調査  
票の用紙その他調  
査のために必要な  
物品の送付に關す  
る事務  
八 都道府県の区域  
における調査の広  
報に關する事務  
九 市町村の教育委  
員会の行う調査に  
關する事務の実施  
状況の把握に關す  
る事務  
十 文部科学大臣に  
對する調査に關す  
る事務の実施状況  
その他必要な事  
項の報告に關する  
事務  
十一 文部科学大臣  
に對する第三号及  
び第五号に規定す  
る調査票その他關  
係書類の提出に關

---

四 委員会との連絡に關  
する事務  
前三号に掲げる  
事務に關する書類  
の作成及び保管そ  
の他前三号に掲げ  
る事務に附帯する  
事務

---

委員会、市町村長  
及び他の市町村の  
教育委員会との連  
絡に關する事務  
七 市町村の区域に  
おける調査の広報  
に關する事務  
八 都道府県の教育  
委員会に對する調  
査に關する事務の  
実施状況その他必  
要な事項の報告に  
關する事務  
九 都道府県の教育  
委員会に對する關  
係書類の送付に關  
する事務  
十 前各号に掲げる  
事務に關する書類  
の作成及び保管そ  
の他前各号に掲げ  
る事務に附帯する  
事務

---



別表第五（第四条関係）

<p>計 する基幹統 とを目的と かにするこ 状況を明ら 保健設備の 施状況及び 康診断の実 態並びに健 び健康の状 員の発育及 学生及び職 童、生徒、 る幼児、児 学校におけ 務</p>	<p>基幹統計</p>	
	<p>事務の区分</p>	
<p>四 三 の取集に關する事務 第二号、この項第四欄</p>	<p>一 報告義務者（都道府県知事が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の選定に關する事務 二 調査票（都道府県知事が調査すべき学校（学校教育法第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び幼稚園。以下この表において同じ。）として文部科学省令で定めるもの）の調査に關する事務 三 配布に關する事務 四 前号に規定する調査票の取集に關する事務</p>	<p>十二 前各号に掲げる事務 十二 前各号に掲げる事務に關する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に關する事務</p>	<p>一 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるもの）の調査に關する事務 二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に關する事務</p>	<p>都道府県の教育委員会が行う事務</p>
<p>二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に關する事務</p>	<p>一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるもの）の作成に關する事務 二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に關する事務</p>	<p>市町村の教育委員会が行う事務</p>

		<p>その他の事務</p> <p>五 文部科学大臣、他の都道府県知事並びに都道府県及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務</p> <p>六 都道府県及び市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>七 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>八 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>九 文部科学大臣に対する第四号に規定する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>第一号及びこの項第五欄第一号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>三 都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務</p>
		<p>三 都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務</p>	

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二 第六条第一項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な

統計

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を

求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 行政機関等がその内部において行うもの

二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に關して行うもの

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7（略）

（基幹統計の指定）

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするとき

は、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

（地方公共団体が処理する事務）

第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うことができる。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 8（略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

11 17（略）

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（政令に定める法定受託事務）

第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十三条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十四条において同じ。）にあつては別表第二の上欄

に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令 (略)	事務 (略)
統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）	第四条第一項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）
(略)	(略)

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令 (略)	事務 (略)
統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）	第四条第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること

とを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第三百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第三百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

2・3 (略)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

(定義)

第二条 (略)

2・6 (略)

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8・12 (略)